

# 高齢者・障がい者福祉施設 職員の皆様へ

岐阜県では、新型コロナウイルス感染症の第3波による深刻な感染拡大がありました。令和3年2月28日をもって緊急事態宣言が解除となりました。

高齢者・障がい者福祉施設についても、多数のクラスターが発生するなど、感染が多く発生しましたが、県内で緊急事態宣言の解除が実現できたのは、施設の職員の皆様の感染防止対策への取組みのおかげであり、心から感謝いたします。

しかしながら、第3波は決して終わったわけではありません。引き続き「第3波の終息」を目指し、さらに感染を抑え込み、「再拡大を阻止」する必要があります。施設の職員の皆様には、改めて、感染防止対策の継続をお願いします。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課・障害福祉課

## 「第3波の終息」と「再拡大の阻止」に向け、 感染防止対策の継続を！

### 日常生活での感染予防策を徹底しましょう

- 施設職員に限らず、職場外の日常生活、特に飲食を伴った長時間の会話により感染し、職場で感染拡大するケースが発生しました。
- 職員ご本人及びそのご家族の日常生活について、マスクの常用や手指衛生の徹底、感染リスクを避ける行動の継続をお願いします。

### 体調不良の時は、適切に休み、診療を受けましょう

- ウイルスに感染し体調不良となっても、勤務を続けていたために、感染拡大するケースも発生しました。
- 福祉施設の職員の皆さんは、少しでも「体調がおかしい」と自覚があった場合には、適切に仕事を休み、医療機関で診療を受けるようお願いします。

